

野洲市屋外広告物条例(素案) について

1

★検討方向

野洲市独自のまちなみを創出し、魅力ある
良好な景観の誘導を図る

○検討にあたる流れ

- ・ 野洲市景観形成方針
- ・ 屋外広告物の規制の方針
- ・ 主となる検討事項

2

野洲市景観形成方針

・ 景観の将来像

『おおぞらのまち野洲 つながるふるさとの景観』

～ 山から琵琶湖へ 先人から私たちそして次世代へ ～

・ 良好な景観形成に向けての基本方針

- ①自然、田園、歴史・文化景観が調和した野洲らしい景観の保全
- ②市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出
- ③うるおいのある景観の再生
- ④市民・事業者・公共との協働による景観の形成

3

屋外広告物の規制の方針

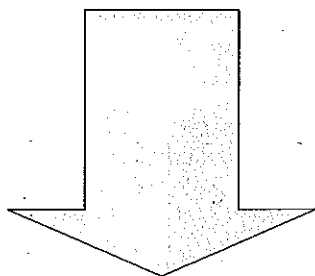
三上山をはじめとする山々から、広がりのある田園を流れる野洲川・日野川・家棟川などを経て、琵琶湖へとつながる野洲の景観は、市全域の空間によって構成されています。

広がりのある良好な景観の形成に向け、自然豊かな景観の保全に向けた屋外広告物への規制とします。

4

検討事項1

- おおぞらの広がりのある空間を保全し、良好な景観を形成します。

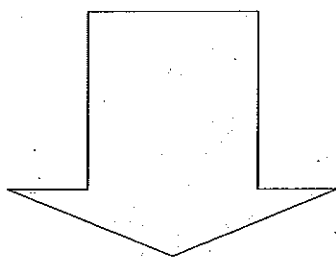


市内全域に、屋上広告物に対する
厳しい規制を設定します。

5

検討事項2

- 美しい自然景観、広がりのある田園景観を保全します。

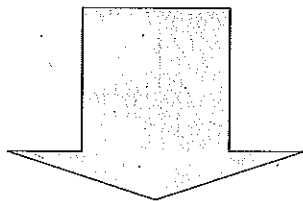


野立広告物に関して、市内全域に、規制を設定
します。(非自家用の面積及び高さの上限基準)

6

検討事項3

- 豊かな自然を有する野洲を感じられるよう野洲駅南地区は活力とうるおいとゆとりのある景観を形成し、中山道沿道は昔ながらの町並みの面影が感じられる景観を形成します。

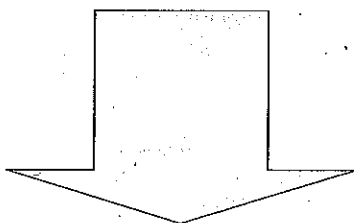


野洲駅南地区の「区域全体(中山道沿道を除く)」と「中山道沿道」に区分して、規制を設定します。

7

検討事項4

- 市民や事業者にも分かりやすい規制内容とし、協働による景観の形成を図ります。



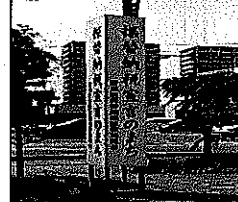
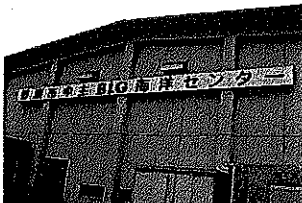
禁止地域1・禁止地域2・許可地域1・許可地域2の4地域に、地域分類を大別します。

8

● 広告の種類

【自家用広告物】 自己の店名、商標、事業内容などを自己の住所、営業所、工場等に表示するもの。	
【非自家用広告物】 自家用広告物に該当しないもの。 道路沿いに立っている物が多くみられる。	
【道標・案内図板】 非自家用広告物のうち、地図や地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離等を示す案内内容が、広告物表示面積の40%以上を占めている広告物を指す。	 案内内容 40%以上

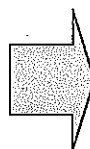
● 広告物の分類

【野立広告板】 耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植されるもの。 表示可能な面が1面または表裏の2面である形状を野立広告板とする	
【野立広告塔】 耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植されるもの。 表示可能な面数が3面以上ある形状を野立広告塔とする	
【壁面広告物】 建築物の壁面を利用して表示または設置する広告物	
【屋上広告物】 建築物の屋上を利用して表示し、または設置する広告物	
【電柱広告】 電柱を利用して掲出される広告物 写真左: 巻付広告物 写真右: 袖付広告物	

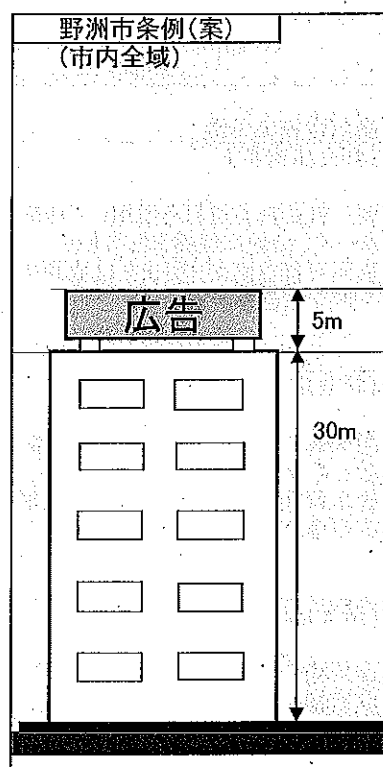
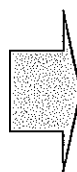
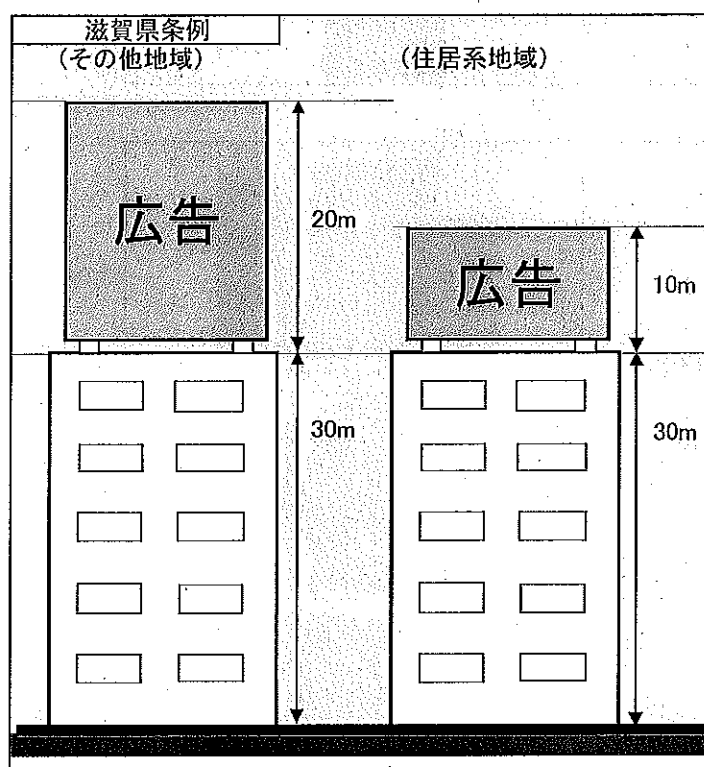
① 許可地域内における屋上広告物の規制検討案

●設置できる自家用屋上広告物の最高高

	(その他地域)	(住居系地域)
自家用	建物の高さ×2/3 かつ20m以下	建物の高さ×2/3 かつ10m以下
非自家用	建物の高さ×1/2 かつ10m以下	建物の高さ×1/2 かつ5m以下

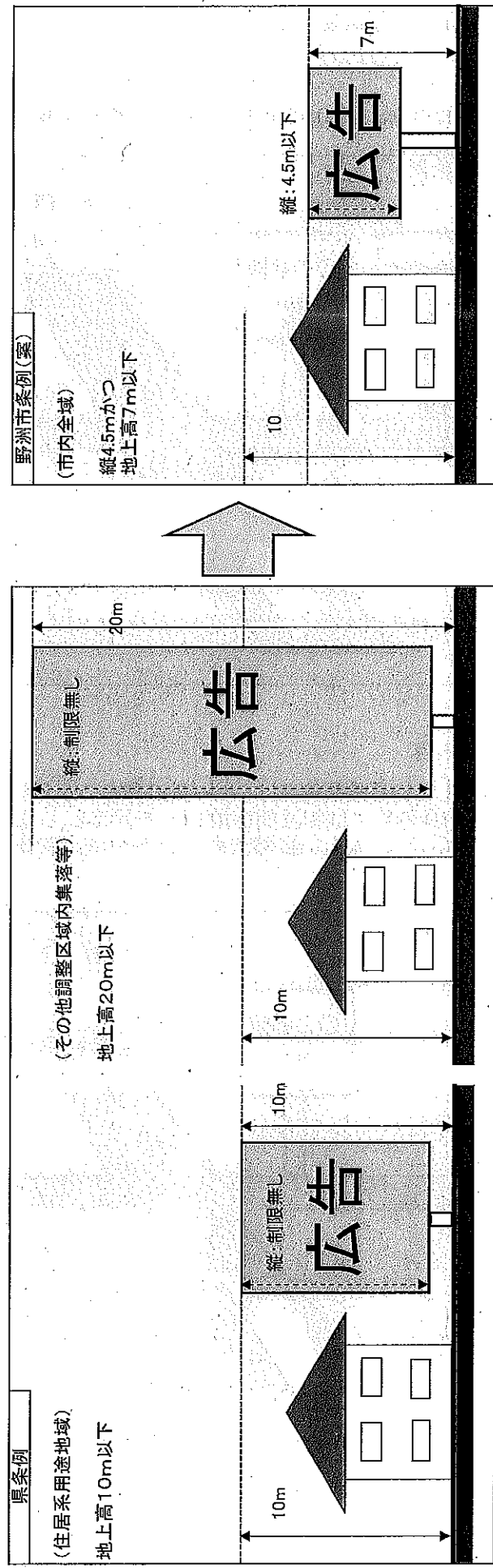


	(許可地域)
自家用	建物の高さ×2/3 かつ5m以下
非自家用	建物の高さ×1/2 かつ5m以下



② 野立広告物に関する規制検討案

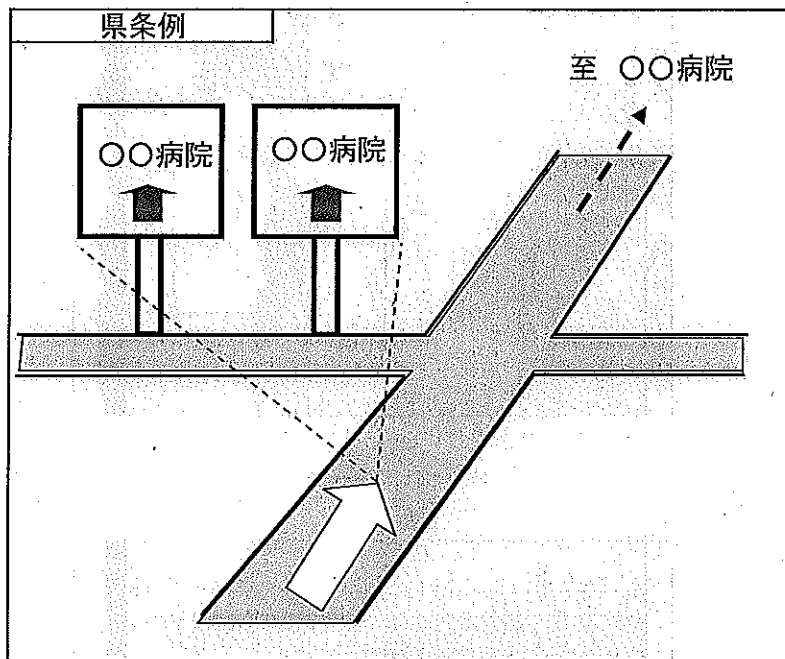
- 設置できる非自家用野立広告板の最高高



③ 相互間距離の規制検討案

●現状

県条例では100m×100mの区間で2個以内掲出可能。



●見直しの内容

現在適用している県条例では、ルールの際をつかれる可能性がある為、市条例案では相互間距離100mを設定し、上記のような乱立を防ぐことで、美しい自然景観、広がりのある田園風景を保全するもの。

